

令和 3 年 8 月 度
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 3 年 8 月 25 日（水） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 40 分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3 階 大会議室

3. 議 事

- 日程第 1 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について
日程第 2 議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 3 号 非農地証明交付願について
日程第 5 議案第 4 号 認定通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について
日程第 6 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について

4. 出席した農業委員（12 名）

1 番 飯 塚 信 子	2 番 岩 崎 十三江	3 番 木 村 輝 義
4 番 小 林 利 信	5 番 櫻 井 正 彦	6 番 関 口 裕
7 番 高 野 光 和	8 番 長 澤 修 一	9 番 深 澤 良 朗
10 番 藤 生 定 雄	12 番 前 原 卓	13 番 根 岸 始

5. 欠席した農業委員（1 名）

11 番 星 野 邦 夫

6. 出席した農地利用最適化推進委員（12 名）

1 番 赤 石 憲 治	2 番 阿 左 美 和 男	4 番 金 子 昇
5 番 小 林 和 弘	6 番 斎 藤 悦 子	7 番 鈴 木 伸 一
8 番 高 橋 隆	9 番 武 裕 士	10 番 田 村 範 行
11 番 星 野 憲 三	12 番 松 島 政 治	13 番 森 下 幾 久 雄

7. 欠席した農地利用最適化推進委員（1 名）

3 番 新 井 將 彦

8. 出席した事務局職員（4 名）

事務局長 荒 井 英 夫	事務局長補佐 森 田 憲 一
主 査 下 田 幸 子	主 任 古 郷 真 吾

事務局 それでは定刻を過ぎましたので、これより令和 3 年 8 月の農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席通告者は農業委員は 11 番 星野 邦夫委員です。農地利

用最適化推進委員は3番 新井 将彦委員です。また、遅れてくる委員はございません。従いまして、在任農業委員13名中、現在の出席委員は12名です。以上により、本日の総会は農業委員会等に関する法律第27条第3項により、過半数に達しておりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地利用最適化推進委員13名中、現在の出席委員は12名です。それでは、開会に先立ちまして、根岸会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて参りますので、よろしくお願いいたします。

会 長 議事に入らせていただきます。

会期の決定

会 長 会期決定についてお諮りいたします。令和3年8月25日、会期は本日一日限りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長 会期は令和3年8月25日一日限りといたします。

議事録署名人の決定

会 長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

会 長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「9番：深澤 良朗 委員」と「10番：藤生 定雄 委員」の両名にお願いいたします。

議事

報告第1号

会 長 日程第1報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番
(借人、貸人、土地の表示、合意解約内容、合意解約日の説明)
以上1件報告いたします。

1番

会 長 番号1番につきましては、報告事項ですので報告のみといたします。

議案第1号

会 長 日程第2議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番から番号4番
(議案書:申請人、土地の表示等の説明)
番号1番。申請地近隣にある薬局の従業員駐車場が不足しているため、申請地を貸駐車場といたく申請するもの。
番号2番。貸申請地の近隣で介護施設を運営していますが、従業員駐車場が不足しているため、申請地を貸駐車場といたく申請するもの。大間々町大間々の畑外1筆計347.16㎡と一体利用。4ページ議案第2号番号8番との農地法第5条同時申請。
番号3番。申請地を一般住宅といたく申請するもの。始末書添付。神戸の宅地182.21㎡と一体利用。

会長 番号1番について、笠懸3区の担当委員より説明をお願いします。

10番委員 10番、藤生です。地図の1番をご覧ください。〇〇のある信号を南に200メートルほど下った右側に〇〇という病院があります。申請地はその裏です。薬局の駐車場にしたいということで何ら問題はないかと思いますが、審議をよろしく願いいたします。

会長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は街区の宅地面積が40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

1番

会長 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

2番

会長 番号2番について、大間々8区の担当委員より説明をお願いします。

4番委員 4番、小林です。地図の10番をご覧ください。大間々・世良田線〇〇の信号を北上していくと、〇〇の車庫があります。そこを左折して突き当たりを右折して100メートルほど進んだ右側が申請地です。最初に見たときは車が2台置いてあり、周囲は草に覆われていました。今日来る時に確認したところ、車は動かしてあり、車が置いてあった場所は綺麗になっていました。周囲は草で覆われています。ご

審議よろしくお願ひいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は街区の宅地面積が40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

2番

会 長 説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号2番の申請は可決いたします。

3番

会 長 番号3番については、始末書の添付がありますので、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事務局 (始末書の朗読)

3番

会 長 番号3番について、東4区の担当委員より説明をお願いします。

6番委員 6番、関口です。地図の2番をご覧ください。申請地は〇〇から〇〇へ向かって100メートルほど進んだところにあります。始末書のとおり、建物は建っておりますが、相当年数が経っている様子です。申請地の隣地も宅地ということで、同じように宅地として一体利用した方がむしろ都合が良いのではないかと思います。よろしくご審議のほどお願ひいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は〇〇から約100メートルのところに位置しており、農地区分は第3種農地と判断します。追認案件であり、資力及び信用に問題はなく、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

3番

会 長 説明が終わりました。番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号3番について採決をいたします。番号3番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号3番の申請は可決いたします。

議案第2号

会 長 日程第3議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 まず最初に3ページの番号1番から番号4番を説明します。
(議案書:譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示等の説明)
番号1番。現在、市内で不動産業を営んでいますが、申請地は静かな環境にあり住宅地として最適であることから、申請地を買い受け、建売住宅を建築したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。藪塚台地土地改良区1-B工区。
番号2番。現在、市内のアパートで生活していますが、住宅地として最適な申請地を買い受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。藪塚台地土地改良区1-A工区。
番号3番。申請地の隣接地に居住していますが、県道の拡幅に伴い敷地が減り、出入りが不便になったため、申請地を買い受け、敷地拡張したく申請するもの。理由書添付。阿左美の宅地296.98㎡と一体利用。
番号4番。現在、借家生活をしていますが、両親の世話や介護をするため、両親の居住地に近い申請地を買い受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。大間々用水土地改良区第6工区。
以上4件の審議につきまして、よろしく願いいたします。

1番

会 長 番号1番について、笠懸2区の担当委員より説明をお願いします。

5番委員 5番、櫻井です。地図の3番をご覧ください。場所は〇〇の歩道のある信号を南下していただき、2つめの交差点を西に向かいます。次の交差点を左折した右手側が申請地です。草は生えていましたが、管理されている畑だと思いました。慎重審議をよろしく願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認め

られます。

1番

会 長 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

2番

会 長 番号2番について、笠懸2区の担当委員より説明をお願いします。

5番委員 5番、櫻井です。地図の4番をご覧ください。県道太田大間々線の〇〇の信号を西に向かうと、〇〇が右側にあります。その手前の道路を北上します。次のT字路を東に戻っていただくと、左手側に申請地があります。畑として利用していたものと思われます。周囲はほぼ住宅です。慎重審議をよろしく願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

2番

会 長 説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号2番の申請は可決いたします。

3番

会 長 番号3番については、理由書の添付がありますので、事務局より理由書の朗読を

お願いします。

事務局 (理由書の朗読)

3番

会長 番号3番について、笠懸3区の担当委員より説明をお願いします。

10番委員 10番、藤生です。地図の5番をご覧ください。申請地は〇〇から西へ400メートルほど進んだところです。理由書のとおり、物置が置いてありましたが、何ら問題はないと思います。慎重審議をよろしくお願いいたします。

会長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は街区の宅地面積が40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

3番

会長 説明が終わりました。番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会長 意見等ないようですので、番号3番について採決をいたします。番号3番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会長 異議なしの声多数と認め、番号3番の申請は可決いたします。

4番

会長 番号4番について、笠懸8区の担当委員より説明をお願いします。

2番委員 2番、岩崎です。地図の6番をご覧ください。大間々方面より大間々世良田線を南下します。〇〇の次の信号を東へ向かいます。3つめの十字路を南に向かい50メートルほど進み、右折した左奥が申請地となります。周囲も宅地に囲まれていますので、問題ないかと思いますが、慎重審議をよろしくお願いいたします。

会長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 農地の区分は、申請地は住宅・事業の用に供する施設等が連たんしている市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

4番

会 長 説明が終わりました。番号4番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号4番について採決をいたします。番号4番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号4番の申請は可決いたします。

事務局 4ページをお願いします。番号5番から番号9番について説明します。

番号5番から番号9番

(議案書:譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示等の説明)

番号5番。市内のレストランに勤務していますが、申請地を借り受け、レストランで提供する生ハム等を製造する工場を建設したく申請するもの。

番号6番。現在、市外に居住していますが、妻の実家の敷地内にある申請地を借り受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。始末書添付。大間々用水土地改良区第11工区。

番号7番。今回、解体の中間処理業を営むことになり、廃材を運搬するためのコンテナ、廃材等を保管する場所が必要なことから、申請地を買い受け、資材置場として利用したく申請するもの。

番号8番。申請地の近隣で介護施設を運営していますが、従業員用駐車場が不足しているため、申請地を譲り受け、貸駐車場として利用したく申請するもの。大間々町大間々の畑外2筆、計382.5㎡と一体利用。2ページ議案第1号番号2番との農地法第4条同時申請。

番号9番。申請地の隣接地に居住し、家電製品販売及び修理業を営んでいますが、来客用駐車場がなく大変不便なため、申請地を買い受け、駐車場として利用したく申請するもの。始末書添付。

以上5件の審議について、よろしく願いいたします。

5番

会 長 番号5番について、笠懸6区の担当委員より説明をお願いします。

7番委員 7番、高野です。地図の6番をご覧ください。アクセス道路を藪塚方面へ向かいます。〇〇の信号を西へ500メートルほど向かい、南へ50メートルほど下った左手側が申請地です。現地は家庭菜園がありましたが、綺麗になっていました。特段問題はないかと思いますが、慎重審議をよろしく願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は街区の宅地面積が40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、

計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

5番

会 長 説明が終わりました。番号5番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号5番について採決をいたします。番号5番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号5番の申請は可決いたします。

6番

会 長 番号6番について、笠懸9区の担当委員より説明をお願いします。

8番委員 8番、長澤です。地図の8番をご覧ください。アクセス道路50号の交差点を南下します。踏切を超えて〇〇の信号を右折します。50メートルほど進んだ左手側が申請地です。最初に確認したところ、道路側から碎石が入っており、車2台分ほどのコンクリートが打ってありました。本日改めて確認したところ、碎石はそのままでしたが、コンクリートは撤去してありました。申請地の東西は10メートルほどの高い木があり、南側は竹藪となっております。農業を行うには適さない土地かと思いますが、慎重審議をよろしくお願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

6番

会 長 説明が終わりました。番号6番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号6番について採決をいたします。番号6番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号6番の申請は可決いたします。

7番

会 長

番号7番について、笠懸2区の担当委員より説明をお願いします。

2番委員

2番、岩崎です。地図の9番をご覧ください。〇〇の信号を東へ向かいます。100メートルほど進んだT字路を北上します。〇〇という会社のすぐ北側が申請地となります。雑草がとても生えておりましたが、資材置場としては問題ないと思います。慎重審議をよろしく願いいたします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局

申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

7番

会 長

説明が終わりました。番号7番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号7番について採決をいたします。番号7番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号7番の申請は可決いたします。

8番

会 長

番号8番について、大間々8区の担当委員より説明をお願いします。

4番委員

4番、小林です。地図の10番をご覧ください。すでに説明したとおりです。ご審議をよろしく願いいたします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局

申請地は街区の宅地面積が40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

8番

会 長

説明が終わりました。番号8番につきまして、ご意見等ございますか。

4番推進委員 参考までにお伺いします。贈与ということですので、続柄を教えてください
ありがとうございます。

事務局 続柄ということでお答えいたします。〇〇さんは〇〇さんの父親の妹となります。
〇〇さんの叔母さんにあたる方です。

会長 他にご意見などございますでしょうか。

(意見なし)

会長 意見等ないようですので、番号8番について採決をいたします。番号8番につい
て可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会長 異議なしの声多数と認め、番号8番の申請は可決いたします。

9番

会長 番号9番については、始末書の添付がありますので、事務局より始末書の朗読を
お願いします。

事務局 (始末書の朗読)

9番

会長 番号9番について、大間々12区の担当委員より説明をお願いします。

9番委員 9番、深澤です。地図の11番をご覧ください。〇〇の三叉路を小平方面へ400メー
トルほど向かい、西へ曲がります。50メートルほど進み、北上した左手奥が申請
地です。始末書のとおり反省しているということですので、致し方ないかなと思
います。慎重審議をよろしく願いいたします。

会長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いし
ます。

事務局 農地の区分は、申請地は住宅・事業の用に供する施設等が連たんしている市街地
化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。資金計画
により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農
条件に支障はないと認められます。

9番

会長 説明が終わりました。番号9番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号9番について採決をいたします。番号9番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号9番の申請は可決いたします。

事務局 5ページをお願いします。番号10番について説明します。
番号10番
(議案書:譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示の説明)
番号10番。現在、借家生活をしていますが、母から実家近くの申請地を借り受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。
以上、1件の審議について、よろしく願いいたします。

10番

会 長 番号10番について、大間々14区の担当委員より説明をお願いします。

4番委員 4番、小林です。地図の12番をご覧ください。〇〇の橋を渡って東へ向かいます。左手に以前〇〇があったところの向かい側が申請地です。審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

10番

会 長 説明が終わりました。番号10番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号10番について採決をいたします。番号10番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号10番の申請は可決いたします。

事務局 6ページをお願いします。番号11番から番号12番について説明します。
番号11番から番号12番
(議案書:譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示の説明)

番号 11 番。現在、太陽光発電事業を行っていますが、日照を遮る物がなく条件の良い申請地を借り受け、太陽光発電施設を設置したく申請するもの。みどり市再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例該当。大間々町塩沢の畑外 9 筆計 8, 124 m²と一体利用。次の番号 12 番との農地法第 5 条同時申請。

番号 12 番。現在、太陽光発電事業を行っていますが、日照を遮る物がなく条件の良い申請地を借り受け、太陽光発電施設を設置したく申請するもの。みどり市再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例該当。大間々町塩沢の畑 1, 184 m²と一体利用。前の番号 11 番との農地法第 5 条同時申請。

以上、2 件の審議について、よろしく願いいたします。

11 番、12 番

会 長

番号 11 番、番号 12 番について、大間々 16 区の担当委員が欠席ですので、現地調査を行った 9 番深澤委員より説明をお願いします。

9 番委員

9 番、深澤です。11 番と 12 番を合わせてご説明します。地図の 13 番をご覧ください。〇〇を渡って、突き当たりを左折し 100 メートルほど進みます。2.5～3 キロメートルほど北上し、〇〇の一本北側の道を北西へ 50 メートルほど進んだ右手側が申請地です。〇〇と〇〇の西側に道路がありますが、雨水でえぐられています。被害防除という意味で、フェンスに加えて、排水処理設備を作ったり、擁壁を打って土砂流失を防ぐ必要があると感じました。慎重審議をよろしく願いいたします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局

農地の区分は、申請地は山間部に位置しており、農地の規模が 10 ヘクタール未満であり、農作物の鳥獣害が多い地域で生産性が低いため第 2 種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

11 番

会 長

説明が終わりました。番号 11 番につきまして、ご意見等ございますか。

4 番推進委員

11 番と 12 番のトータルで太陽光パネル 2, 179 枚ということでしょうか。

事 務 局

はい。

会 長

番号 11 番につきまして、他にご意見等ございますか。

12 番推進委員

申請地に隣接する場所は大昔に災害がありまして、確か災害指定地域に指定されていたかと思います。確認してありますでしょうか。

事 務 局

イエローゾーンに入っているかどうかということですが、今回の件に関しまして、昨年の 10 月 1 日以降に条例が施行されましたので、太陽光の申請の際には必ず先に建築指導課に相談してもらい流れとなっております。そこで条例の該当になる

かどうかの確認をします。その確認書をつけて農地転用の申請をしてもらいます。今回、イエローゾーンについて、建築指導課では該当であると判断しています。ただし、申請者が直接、県に確認したところ、イエローゾーンではないという判断であったそうです。イエローゾーンかどうかは今後、正式に判断されますが、いずれにしても 1,000 m²以上であるため条例の該当となっておりますので、条例の許可と農地転用の許可は合わせることになります。

会 長 番号 11 番につきまして、他にご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 11 番について採決をいたします。番号 11 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 11 番の申請は可決いたします。

12 番

会 長 続いて番号 12 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 12 番について採決をいたします。番号 12 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 12 番の申請は可決いたします。

議案第 3 号

会 長 日程第 4 議案第 3 号「非農地証明交付願について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 7 ページをお願いします。番号 1 番について説明します。

番号 1 番

(議案書:願出人(土地所有者)、土地の表示の説明)

番号 1 番。平成 22 年頃から 2~3 年休耕したところ、隣接地から樹木、竹等が侵入し、平成 24 年頃から現状のような山林化した状態である。農地に復元することが困難であるため、非農地証明の交付を願い出るもの。

以上 1 件の審議、よろしく願いいたします。

1 番

会 長 番号 1 番について、笠懸 10 区の担当委員より説明をお願いします。

- 2 番委員 2 番、岩崎です。地図の 14 番をご覧ください。地図 9 番と同様に〇〇の信号を東へ 200 メートルほど向かいまして、左折し北上します。100 メートルほど北上した左手側が申請地となります。ご審議のほどお願いいたします。
- 1 番
会 長 説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。
- 4 番推進委員 東町は山林化した農地が沢山ございます。農地パトロールの現況調査の際に使いたいと思いますので、申請書類をお示しいただけますでしょうか。
- 事 務 局 申請書類について、総会の後、金子推進委員さんにはお渡しいたします。参考までに申し上げますと、土地の登記簿、公図の写し、住宅地図などの位置を示す地図、法人の証明書、願出地の現況写真、青白確認した農林課で発行している確認書、代理人であれば委任状が必要になります。
- 会 長 他にご意見ございますでしょうか。
- 6 番委員 事務局にお願いです。他の公図には隣接地にも地目が記載されておりますが、地図の 14 番には記載がございません。地目も判断基準の 1 つになりますので是非記載していただきたいです。
- 事 務 局 非農地証明については隣接地の地目を記載するように求めておりませんでした。事務局では調べられますので、今後は調べた上で記載するようにします。
- 会 長 他にご意見ございますでしょうか。
- 4 番委員 青地でも白地でも非農地証明は発行出来ますか。
- 事 務 局 現在、みどり市が発行出来る非農地証明の基準ですが、1 つめが「集団的なまとまりのある農地の中に位置しないもの」、2 つめが「青地でないもの」となっておりますので、今のところ白地でしか非農地証明は発行出来ません。ちなみに 3 つめは「土地改良等の基盤整備事業の実施又は計画がされていないもの」となっております。この 3 つの基準をクリアしたものに対して、土地の所有者から申し出があれば、証明を発行します。以上の理由から、現在のところ山林化した青地の土地には証明書を発行出来ませんが、農林課との調整、検討の余地があると考えております。国では利用状況調査で B 判定した様な土地は、現況に合わせて速やかに非農地証明するようという方針を示しています。
- 12 番推進委員 国の方針が示されたのはいつ頃ですか。6 年前に始まった時はそういった方針は一切聞いたことがなかったです。
- 事 務 局 6 年前にどのような方針が示されていたのかというのは、確認してみないとお答え出来ません。少なくとも昨年頃から国からの通知文などで、そういった方針が示されているのは確かです。

会 長 積極的に非農地判断するよという方針が示されたのは、ここ3~4年かと思
います。県の農業会議からも指導があったかと思ひます。農地として使えない土地
をいつまでも農地のままではいけないということだと思ひます。

会 長 他にご意見ございますでしょうか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番につ
いて可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

議案第4号

会 長 日程第5議案第4号「認定通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用に
ついて」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 番号1番
(議案書:譲受人(借人)、譲渡人(貸人)、土地の表示の説明)
番号1番。地権者の要望により携帯電話基地局を約20メートル移設したく申請す
るもの。
以上、1件の審議につきまして、よろしくお願ひいたします。

1 番
会 長 番号1番の案件ですが、笠懸8区の担当委員より説明をお願いします。

2 番委員 2番、岩崎です。地図の15番をご覧ください。〇〇より1本東側の道を200メー
トルほどまっすぐ北上します。右手側の奥地が申請地となります。約20メートル
の移設ということで、何ら問題はないと思ひますが、よろしくお願ひいたします。

1 番
会 長 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番につ
いて可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

議案第5号

会 長 日程第6議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用

地利用集積計画について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 今回は新規設定が7件ございます。
 (議案書:利用権を設定する土地、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、
 設定する利用権の説明)
 以上、新規設定が7件、地積合計は6,911㎡となります。
 よろしくご審議のほどお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。番号1番から番号7番につきまして、ご意見等ご
 ざいますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番から番号7番について採決をいたします。番
 号1番から番号7番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番、番号2番、番号3番、番号4番、番号5番
 番号6番、番号7番は可決いたします。

会 長 ありがとうございました。これですべての審議を終了しましたので、令和3年8
 月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和3年8月25日 午後2時40分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名捺印する。

議事録署名人

会 長

..... 印

9 番委員

..... 印

10 番委員

..... 印